

一般競争入札の実施

次のとおり一般競争入札を行いますので、公告します。

令和8年7月29日

奈良県知事 山下 真

第1 競争入札に付する調達の内容

- 1 件名
第260-委-1号 大和中央道 包括的道路維持管理業務委託
- 2 入札案件の数量及び特質
特記仕様書のとおり。
- 3 履行期間
令和8年10月1日（予定）から令和10年10月31日まで（長期継続契約）
ただし、令和8年10月1日（予定）から令和8年10月31日までは準備期間
- 4 履行場所
大和郡山市城町～磯城郡川西町結崎
- 5 入札方法
郵便又は投函による入札
- 6 その他
詳細は、仕様書、特記仕様書及び契約書案によります。

第2 競争入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たす単体又は共同企業体（当該入札に係る業務を共同連帯して受託する場合における各者の総称をいいます。以下同じ。）とします。（共同企業体は、代表者及び構成員ともに条件を全て満たす必要があります。）

なお、単体として参加する場合は、共同企業体の構成員としてこの業務の入札に参加することはできません。

1 共通事項

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号。以下「新法」といいます。）第17条の規定による更生手続開始の申立て（新法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」といいます。）に係る新法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」といいます。）第30条に規定する更生手続開始の申立てを含みます。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、新法に基づく更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含みます。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。
- (3) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条の規定による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

- (4) 平成 12 年 4 月 1 日以後に民事再生法第 21 条に規定する再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた場合は、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。

2 共同企業体として参加する場合の条件

- (1) 共同企業体が 2 者以内の構成員により任意に結成されたものであること。
 (2) 共同企業体結成に係る協定を締結していること。
 (3) 共同企業体の構成員の出資比率は次の要件を満たすこと。

全ての構成員の出資比率が 30% 以上であり、かつ、代表者の出資比率は構成員中で最大又は最大と同比率であること。

3 参加資格等（登録部門）に関する条件

- (1) 奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領並びに奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者であること。

(2) 1) 資格登録業種

以下①かつ②に該当する者

- ①物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成 7 年 12 月奈良県告示第 425 号）に基づき作成された競争入札参加資格者名簿の中から、次の登録区分で登録している者
 大分類 Q 役務の提供、中分類 1 建物管理、小分類 ⑩道路・公園清掃
 ②奈良県建設工事等競争入札参加資格者名簿の業種「土木一式」に登録している者のうち A 等級（A1 グループを含む）又は B 等級

2) 形態

単体又は 2 者 J V（ただし 2 者 J V の場合、代表者は他の構成員より上位等級又は同一等級であること）

3) 所在地

郡山土木事務所管内（大和郡山市、生駒市、生駒郡）、又は中和土木事務所管（桜井市、橿原市、高市郡、磯城郡）に本店を有する者

4 技術者の配置に関する条件

単体		・以下の責任者を配置すること。 ○総括責任者※1 1 名 ○現場担当責任者※2 1 名
共同企業体	代表者	・以下の責任者を配置すること。 ○総括責任者※1 1 名 ○現場担当責任者※2 1 名
	の代表構成員以外	・以下の責任者を配置すること。 ○副総括責任者※1 1 名 ○副現場担当責任者※2 1 名

※1 ・総括責任者及び副総括責任者は以下の資格を有する者とする。

①一級土木施工管理技士の資格を有する者

②一級建設機械施工技士の資格を有する者

③技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」又は「農業農村工学」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」、「農業農村工学」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。）の資格を有する者

④これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

・入札説明書第11に記載の入札根拠資料において、修繕工事・緊急措置工事に該当する金額が税込みで4500万円以上となる場合、専任で配置できること。また、変更契約時においても、修繕工事・緊急措置工事に該当する金額が税込みで4500万円以上となる場合は、専任で配置するものとする。

・配置されるそれぞれの現場担当責任者及び副現場担当責任者は直接的な雇用関係（代表者可）にある者とし、「競争入札参加資格確認申請書」の提出の日以前に3ヶ月以上の雇用関係（代表者可）にあること。

それぞれの現場担当責任者及び副現場担当責任者の兼任は認めないものとする。

※2 共同企業体の場合、現場担当責任者は代表者、副現場担当責任者は代表者以外の構成員から1名配置するものとする。

第3 競争入札参加資格確認審査

この一般競争入札に参加を希望する者は、第2の2から4に示す要件を満たしているかの確認を受ける必要があります。

第4の1の（3）で示すとおり期日までに、競争入札参加資格確認申請書及び添付書類を提出しなければなりません。

第4 入札参加資格確認手続等

1 本件入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書及び添付書類を提出し、奈良県の確認を受けなければなりません。

（1）入札説明書及び設計図書等の交付

ア 交付期間

令和8年7月29日（水）から令和8年9月25日（金）まで。

イ 交付方法

奈良県県土マネジメント部道路マネジメント課のホームページからダウンロードしてください。

ホームページアドレス <https://www.pref.nara.lg.jp/n136/p133000.html>

（2）設計図書等閲覧

（1）のイに掲げる方法によっても不明瞭な箇所がある場合は、次により設計図書等を閲覧することができます。

ア 日時

令和8年7月29日（水）から令和8年9月25日（金）まで

(土・日・祝日を除く)の午前10時から午後4時まで。

イ 場所

〒630-8501 奈良市登大路町30番地(奈良県庁分庁舎6階)

奈良県県土マネジメント部 道路マネジメント課 道路環境向上係

電話:(直通)0742-27-7512

(3) 競争入札参加資格確認申請書の提出

ア 提出期限 令和8年8月28日(金)午後4時まで。(必着)

イ 提出場所 1の(2)のイに同じ

ウ 提出方法 書留郵便又は持参により提出

エ 提出部数 1部

オ 添付書類

- ・共同企業体の構成に関する協定書(JVの場合)
- ・競争入札参加資格確認申請書(様式S1)
- ・予定総括責任者の資格等報告書(様式S2-1)
- ・予定副総括責任者の資格等報告書(様式S2-2)
- ・予定現場担当責任者の資格等報告書(様式S2-3)
- ・予定副現場担当責任者の資格等報告書(様式S2-4)
- ・上記様式に記載されている添付書類

カ 添付書類における特記事項

1) 競争入札参加資格確認申請書(様式S1)

単体又は共同企業体の代表者、代表者以外の構成員が第2の3に掲げる資格があることが確認できる登録状況を記載してください。

2) 予定総括責任者の資格等報告書(様式S2-1)

第2の4に掲げる総括責任者について作成してください。その内容を確認できる資料として、経歴書(様式S3資料)、雇用関係を証明する書面及び必要に応じて資格等を証明する書面の写し等を添付してください。

3) 予定副総括責任者の資格等報告書(様式S2-2)

JVの場合は、第2の4に掲げる副総括責任者について作成してください。その内容を確認できる資料として、経歴書(様式S3資料)、雇用関係を証明する書面及び必要に応じて資格等を証明する書面の写し等を添付してください。

4) 予定現場担当責任者の資格等報告書(様式S2-3)、予定副現場担当責任者の資格等報告書(様式S2-4)

第2の4に掲げる現場担当責任者について作成してください。その内容を確認できる資料として、経歴書(様式S3資料)、雇用関係を証明する書面及び必要に応じて資格等を証明する書面の写し等を添付してください。また、JVの場合は、第2の4に掲げる副現場担当責任者について作成してください。副現場担当責任者についても同様にその内容を確認できる資料として、経歴書(様式S3資料)、雇用関係を証明する書面及び必要に応じて資格等を証明する書面の写し等を添付してください。

キ その他

- 1) 提出された競争入札参加資格確認申請書等及び添付資料は、競争入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しません。

- 2) 提出された競争入札参加資格確認申請書等及び添付資料は、返却しません。
 - 3) 提出された競争入札参加資格確認申請書等及び添付資料の提出後における差し替え、追加及び再提出は認めません。
- 2 入札参加資格の適否は、令和8年9月11日（金）に「入札参加資格通知書」を発送します。
なお、入札参加にあたっては、この「入札参加資格通知書」の提出が必要です。

第5 入札手続等

- 1 契約条項を示す場所、契約を担当する部課等の名称及び問い合わせ先
第4の1の（2）のイに同じ
- 2 入開札の日時及び場所
 - （1）入・開札の日時 令和8年9月25日（金） 午後 2時00分
 - （2）入・開札の場所 奈良県奈良市登大路町30番地
奈良県庁分庁舎6階 入札室

第6 問い合わせ先

- 1 入札手続等に関する問い合わせ先、契約を担当する部課等の名称及び契約条項を示す場所
〒630-8501 奈良市登大路町30番地
奈良県県土マネジメント部道路マネジメント課（道路環境向上係（県庁分庁舎6階））
電話番号（直通）0742-27-7512

第7 その他

- 1 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とします。
- 2 入札保証金
免除します。
- 3 契約保証金
奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第19条に定めるところによります。
- 4 申請書等に虚偽の記載をした場合は、入札参加停止を行うことがあります。
- 5 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。
- 6 入札の無効
この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第7条に該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。
- 7 契約書作成の要否
要します。
- 8 落札者の決定方法
予定価格の範囲内で最低の価格をもって、有効な入札を行った者を落札者とします。
落札候補者となるべき同価格の入札者が2者以上ある場合は、「くじ」により決定します。
- 9 契約の不締結
落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。
 - （1） 入札参加資格の制限又は奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領及び奈良県

建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領による入札参加停止措置を受けたとき。

- (2) 落札者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」といいます。）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。
- (3) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (4) 落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (5) 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (6) (4) 及び (5) に掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (7) この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」といいます。）に当たって、その相手方が(2) から(6) までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- (8) この契約に係る下請契約等に当たって、(2) から(6) までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（(7) に該当する場合を除きます。）において、本県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

10 契約の解除

契約締結後、契約者について9 の(2) から(8) までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、9 の(2) 、(4) 、(5) 及び(6) 中「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

11 その他

詳細は、入札説明書、仕様書、特記仕様書及び契約書案によります。